

## 感染症による出席停止の取り扱いについて

### 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間

種類	感染症名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎(ポリオ)	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群(SARS)	
鳥インフルエンザ(H5N1)		
第2種	インフルエンザ(H5N1を除く)	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が出現後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹(3日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
第3種	コレラ	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎(はやり目)	
	急性出血性結膜炎(アポロ病)	
	その他の感染症 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">                     溶連菌感染症, ウイルス性肝炎                      手足口病, 伝染性赤斑(りんご病)                      ヘルパンギーナ, 感染性胃腸炎                      マイコプラズマ感染症                 </div>	条件によっては出席停止の措置が必要 [ 校長が学校医の意見を聞き、第3種の感染症として 緊急的に措置をとることができる ]

- ・上記の感染症に罹患した際は出席停止の扱いとなりますので、担任にすぐ連絡してください。
- ・医療機関を受診し、医師の許可が出てから登校してください。罹患者は医師による「登校許可証明書」が必要です。(診断書は必要ありません)
- 感染症の疑いがあったが、かかっていなかった場合は「診療費の領収書のコピー」が必要です。
- ・「登校許可証明書」はダウンロードできます。印刷しご使用ください。